



四 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が当該年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例によつてそれぞれ計算するものとする。

(市町村の廃置分合等があつた場合における財政力指数)

第七条 昭和三十九年度以降の各年度における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の当該廃置分合又は境界変更の日の属する年度（以下本条中「当該年度」という。）からその翌翌年度までの法第五条第一項の式に規定する財政力指数は、年度の区分に応じ、次の各号に定めるところによる。

一 当該年度及び当該年度の翌年度 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十四条又は前条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の同法第十一条又は前条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値

二 当該年度の翌翌年度 前号の数値及び当該市町村の当該年度の翌年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の翌年度の同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの二分の一の数値

附則抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四二年三月三十一日自治省令第八号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四三年三月三十一日自治省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年一月一〇日自治省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年三月三十一日自治省令第六号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四六年三月三十一日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四七年三月三十一日自治省令第三号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四八年三月二十四日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四九年三月九日自治省令第四号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和五一年三月二十三日自治省令第四号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十年年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附則 (昭和五一年六月二二日自治省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五二年三月二十八日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年八月二二日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の規定は、昭和五十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和五八年三月二十三日自治省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年六月八日自治省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年六月一四日自治省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年九月二二日自治省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行し、平成三年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附則 (平成八年三月三十一日自治省令第一五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 附則 (平成十二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則（平成一四年三月二六日総務省令第三六号）  
 この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。  
 附則（平成一七年三月一一日総務省令第二八号）  
 この省令は、公布の日から施行し、平成十五年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。  
 附則（平成一七年一〇月二七日総務省令第一四九号）  
 この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。  
 附則（平成一八年三月三一日総務省令第五六号）  
 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。  
 附則（平成一八年一〇月三一日総務省令第二二七号）  
 この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。  
 附則（平成一九年三月三一日総務省令第五三三号）  
 この省令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。  
 附則（平成一九年一二月七日総務省令第一三五号）  
 この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）  
 （百分比）

事業の種類	事業の種別										補助公営住宅建設	都府県名									
	直轄道路整備	園路	都市公園	河川事業	備用事業	漁港整備	港湾整備	備用事業	道路整備	区改良			住宅地								
1	2	0	1	0	0	4	1	0			0	3	0	3	0	0	7	0	0	茨城	近郊整備地帯（区域）関係都府県
5	4	1	5	0	0	1	6	0			1	8	1	0	0	0	6	3	2	埼玉	
7	0	1	4	0	0	0	4	0			2	2	0	4	0	0	8	1	0	千葉	
1	5	0	4	0	0	8	2	0			2	2	0	4	0	0	1	1	0	東京	
5	7	0	4	0	0	7	0				9	0		1	2		4	0		神奈川	
7	1	7	8	0		9	4				9	3		3	6		4	4	3	京都	
3	5	0	2	0	0	3	2	0			4	6	0	7	0	0	5	0	0	大阪	
1	5	2	9	0	0	4	5	0			3	2	0	2	9	2	7	3	0	兵庫	
6	3	2	1	0	0	7	1	0			9	0	0	1	3	0	2	0	0	奈良	
8	7	2	4	0	0	6	5	0			0	5	1	7	0	0	2	1	0	愛知	都市整備区域
4	2	1	0	0		6	0		1	0	8	0		3	1		6	0		三重	関係県
6	1	6	4	0		6	6		4	0	0	0		5	0		5	0		茨城	都市開発区域
5	0	6	0	0		4	0		1	0	1	0		4	4		4	0		栃木	関係都府県
3	5	0	0	0		1	0		2	0	5	5		6	0		5	1		群馬	
5	0	6	1	0		5	1		0		5	5		6	0		5	1		埼玉	
9	8	1	0	0		2	0				0	2		2	0		7	0		山梨	
6	3	0	1	0		3	0				4	4		5	0		2	0		福井	
5	9	1	0	0		3	0		3	0	9	0		9	1		6	0		三重	
3	0	2	0	0		9	0		1	0	6	0		5	0		1	0		滋賀	
7	8	1	0	0		6	0		3	0	3	0		6	1		0	0		京都	
0	8	2	0	0		2	0		2	0	2	0		9	0		3	0		兵庫	
6	3	0	1	0		3	0				4	4		5	0		2	0		和歌山	
5	9	1	0	0		3	0		3	0	9	0		9	1		6	0		富山	
0	9	3	0	0		9	0		1	0	6	0		5	0		0	0		石川	
5	0	2	0	0		9	0		0	0	4	0		4	1		3	0		長野	
7	5	0	2	0		1	0				6	6		7	0		4	0		岐阜	
0	1	1	4	0		9	1				6	4		6	0		9	1		静岡	
5	3	1	0	0		8	0		3	0	5	1		2	0		2	0		愛知	
3	5	0	0	0		5	1		0	0	4	9		1	0		4	2			
9	0	0	0	0		3	0		1	0	0	0		0	0		4	0			
0	2	0	0	1		5	0		0	0	6	0		9	3		2	0			

群馬県				栃木県				茨城県				特定市町村	別表第2(第3条関係) 数値
みどり市	藤岡市	高崎市	さくら市	那須塩原市	大田原市	鹿沼市	かすみがうら市	鹿嶋市	常陸太田市	常総市	石岡市	古河市	
0.70	0.63	0.70	0.59	0.33	0.60	0.59	0.67	0.60	0.37	0.65	0.47	0.69	

業	河川事	備事業	港湾整
		930	
		9	
		10	
		14	
		220	
		9	
		910	
		1	
70		00	
7		8	
6		3	
10		90	
4		3	
2		1	
70		30	
4		8	
5		4	
970			
1			
950			
7			
310			
1			
420			
1			
50		00	
8		2	
6		5	
50		70	
2		8	
4		2	
30		60	
3		7	
8		5	
30		70	
7		8	
1		3	
50		40	
2		3	
3		1	
90		40	
3		6	
5		4	
20		20	
6		1	
5		4	
30		50	
9		0	
5		3	
530			
0			
260			
9			
20		70	
2		2	
9		5	
70		70	
4		7	
1		1	

大阪府		京都府					滋賀県		三重県		愛知県			静岡県		岐阜県										長野県		山梨県		福井県			神奈川県		東京都			千葉県				埼玉県	
東大阪市	堺市	南丹市	宮津市	綾部市	福知山市	京都市	多賀町	甲賀市	いなべ市	伊勢市	新城市	豊田市	名古屋	森町	八百津町	揖斐川町	関ヶ原町	本巣市	山県市	恵那市	中津川市	関市	高山市	伊那市	上田市	中央市	越前町	南越前町	永平寺町	相模原市	川崎市	横浜市	三鷹市	袖ヶ浦市	富津市	君津市	成田市	皆野町	横瀬町	深谷市	本庄市	秩父市	川口市
0.66	0.69	0.56	0.65	0.63	0.52	0.28	0.52	0.29	0.16	0.35	0.54	0.69	0.25	0.67	0.61	0.37	0.68	0.59	0.44	0.38	0.43	0.66	0.36	0.67	0.40	0.64	0.23	0.25	0.40	0.69	0.15	0.33	0.20	0.53	0.28	0.30	0.64	0.32	0.59	0.52	0.61	0.56	0.57

別記様式 (第1条関係)	その他の 市町村	和歌山県		奈良県										兵庫県			
		日高川町	有田川町	下市町	吉野町	明日香村	斑鳩町	宇陀市	生駒市	五條市	桜井市	大和町	尼崎市	西宮市	芦屋市	神戸市	守口市
	100	045	034	061	053	023	070	066	060	069	064	035	019	037	024	041	052

文 書 番 号  
平成 年 月 日

総務大臣 氏 名 殿

都（府県）知事 氏 名 印

首都圏等整備事業債利子補給金交付申請書

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊製備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和41年法律第114号）第3条の規定により、首都圏等整備事業債の平成 年度<sup>上期</sup><sub>下期</sub>分利子補給金として下記の金額を交付されたく、別紙書類を添えて申請します。

記

金 千円